

## ジャパン SDGs アクションロゴマーク使用規約

(目的)

第1条 「ジャパン SDGs アクション」ロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」という。）は、ジャパン SDGs アクションの活動趣旨に賛同し、日本全国に SDGs アクションを広く呼び掛けるため、ジャパン SDGs アクションのロゴマークを使用するに際して遵守すべき事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、次のデザインを使用する。



(使用者)

第3条 本ロゴマークは、次の各号に掲げた者が使用することができる。

- (1) ジャパン SDGs アクション推進協議会（以下、「本協議会」とする。）の会員
- (2) 本協議会の事務局（神奈川県政策局 SDGs 推進課）
- (3) 本協議会が協賛パートナー、メディアパートナー、連携パートナーに位置づけた企業・団体等
- (4) メディア関係者等（※使用に当たっては、必ず事前に本協議会の事務局（神奈川県政策局 SDGs 推進課）に使用目的を示して許諾を得ること。）
- (5) その他、ジャパン SDGs アクションに関する情報発信を行う非営利組織及び個人
- (6) SDGs People として SDGs アクションの発信に取り組む個人

(使用方法等)

第4条 ロゴマークを使用して、物品を販売するなどの商業利用を行わないこと。

2 Webでロゴを使用する際は、ロゴマークとともにジャパンSDGsアクション推進協議会公式noteサイト(<https://j-sdgsaction.jp/>)のリンクを掲載する、SDGs PeopleとしてSDGアクションの発信を行う際は、ロゴマークとともにハッシュタグ(#WeAreSDGsPeople)を掲載するなど、本協議会が示す活用方法を遵守すること。

3 以下のような不正な利用を行った場合は、ロゴマークの使用の取り消し、停止などの措置を取ることがある。

(1) 法令や公序良俗に反する方法で使用する。

(2) その他、ジャパンSDGsアクションの趣旨に明らかに反するような方法で使用する。

(データ加工の禁止)

第5条 ロゴマークのデータを使用する際は、基本データをそのまま使用し、「変形」や「回転」、「色の変更」、「影付け」、「縁取り」等の加工を加えないこと。(別紙「ジャパンSDGsアクションロゴマーク使用ガイドライン」参照)

(使用許可期間)

第6条 本協議会が一般的または特定の通知により別途連絡しない限り、ロゴマークは、本協議会が存続する間、使用できる。SDGsに関する刊行物との関連であれば、本協議会が解散した後も使用することができる。

(法的責任)

第7条 本協議会は、ロゴマークの使用者の活動について、いかなる責任も負わない。

(免責事項)

第8条 ある主体によるロゴマークの使用は、本協議会が当該主体、その商品もしくはサービス、または、計画中の活動に支持を表明していることを示唆しない。

附 則

この規約は、令和2年11月30日から施行する。